

28. 届出

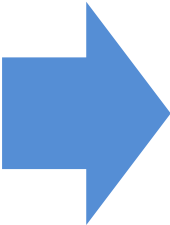
施設基準等の各種様式は日本医師会ホームページ(メンバーズルーム)に掲載しますので、ダウンロードしてご活用ください

《医療課長通知》

- 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。
なお、平成30年4月16日(月)までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。
- 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に通知するものであること。

〔日本医師会から厚生労働省に要請〕

- 届出やその受理等について、行政による周知を徹底していただくとともに、医療機関からの届出に対しては柔軟・丁寧に対応していただきたい。



行政側の説明会にて、厚生労働省から各厚生局に対して要請する